

### 3.15 年度補助に関する連絡事項

#### (1) 教育研究情報利用経費の申請

15年度より新規に設けられた教育研究情報利用経費の補助対象について文部科学省と折衝し、①電子ジャーナル、逐次刊行物、論文、紀要など教育研究の「成果に関するもの」、②実験・文献・統計・放送データ、臨床情報、フィールドワーク情報など教育研究の「資源に関するもの」、③講義テキスト、電子化教材、講義ノート、図書館情報などの「教育情報に関するもの」で、ネットワーク対応またはCD-ROM、DVD等の電子化対応を対象とすることになった。また、事業経費としては、利用ライセンス料、情報利用料、著作権使用料などで、1点または1組100万円以上の経費を対象とすることになった。

なお、1組の概念については、相互に関連をもたず、単に経費を合算して100万円にする場合は対象に含めないことにした。また、15年度においては10万円未満も対象から除外することにした。組み合わせの考え方については、参考例を15年7月28日付で本協会事務局より、以下の内容で案内した。

#### 組み合わせの考え方の例

- ① 学部学科等における教育研究目的のため、数種類のデータベースあるいは電子ジャーナル等を2本以上合わせて1組とする。  
例：医学の授業で世界各国の実情を把握するため、国外の保健医療文献を収めたデータベースと国内の医学文献データベースを合算して申請。
- ② 教育研究の基盤情報として全学的に利用する数種類のデータベースあるいは電子ジャーナル等を2本以上合わせて1組とする。  
例：全学部の学生を対象に、教育用基礎情報として、新聞各紙の記事データベースおよび全国図書情報データベースを合算して申請。
- ③ データベースあるいは電子ジャーナル等を複数のキャンパス等で使用できるよう、2本以上のライセンス契約を合わせて1組とする。  
例：外国雑誌論文の電子ジャーナルを2キャンパスで使用できるよう2本分のライセンスで申請。
- ④ 電子ジャーナル、データベースに掲載の情報を使用して、教育研究用コンテンツ作成する際の利用料と著作権使用料を組合せて1組とする。
- ⑤ 学協会、特定財団等の学外機関あるいは個人の電子著作物の著作権使用料を特定分野または大学全体で1組とする。

なお、支払い額については、契約金額の内、当該年度に対応する支出（4月分から翌年の3月分）として計上されるものとした。